

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第六東部保健所長の項第一号中(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第二十四条の二第一項の規定による病院の業務に係る措置の命令

(五) 第二十四条の二第二項の規定による病院の業務の全部又は一部の停止の命令

別表第六東部保健所長の項第二号中「前号(二)から(四)まで」を「前号(二)から(六)まで」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。